

(平成 30 年度)いわきツーリズム魅力発信業務委託仕様書

1 業務の目的

首都圏の 20～30 代女性及び、ファミリー層をメインターゲットとし、鉄道を利用した旅行需要を創出するとともに、観光地としてのブランド力の向上を目的にプロモーションを展開し、観光交流人口の拡大を目指す。

2 業務名称

いわきツーリズム魅力発信業務

3 委託期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

業務目的を達成するため、一般社団法人いわき観光まちづくりビューロー（以下、ビューローという。）と協議し、その意向を反映した上で、次の事業を行う。

(1) いわきの魅力を発信する観光プロモーションの実施

- ① Web(SNS)、テレビ、新聞、雑誌、交通広告などメディアを活用した、効果的ないわき観光プロモーションを実施すること。
- ② 今後の観光プロモーションに活用するため、実施後はデータの集計・分析を実施すること。

(2) 旅行商品の造成・販売

- ① いわき市の地域資源を活かした旅行商品を造成・販売し、首都圏からの誘客を図ること。
- ② 旅行商品を造成し、特に滞在型商品を取り入れること。また、レンタカープランやタクシープランなど二次交通対策も取り入れること。
- ③ 旅行商品参加者に対してアンケート調査等によりデータの集計・分析を実施すること。
- ④ 旅行商品の造成・催行に必要な仕入れ等は受託者が実施すること。

5 業務の執行体制（適正な人員配置）の確保について

受託者は、この委託業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。

6 ビューローとの調整

受託者は、次の各号について、ビューローと協議・報告しながら事業実施すること。

また、協議・報告の内容を書面により記録し、速やかにビューローへ提出すること。

- ① 進捗状況を毎月報告すること。
- ② 個別に企画提案や計画書、進捗状況報告が必要なものについては、毎月の定例報告とは別に、ビューローからの依頼に速やかに対応すること。
- ③ 月1回以上の定期的な協議の場を設けること。

また、必要に応じ、随時協議を行うこと。

7 秘密事項

受託者は、業務内容及び業務の遂行上知り得た秘密事項は、発注者の承認を得ないで他に漏らし、又は、業務以外の目的に利用してはならない。

8 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を取り扱うときは、いわき市個人情報保護条例（平成16年6月24日いわき市条例第19号）を遵守しなければならない。

9 再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。

ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要、体制及び、責任者を記載した書面を事前に提出し、発注者の承諾を得なければならない。

10 その他

本仕様に明示なき事項又は、業務上疑義が発生したときは、両者協議により進めるものとする。